

# 福島県南サッカー協会一種委員会運営要綱

## 【§ 1 一種委員会に関する事項】

### 1. 一種委員会の開催、招集

(1) 一種委員会は、年度の活動計画に従い、県南サッカー協会一種委員長名をもって招集する。

(2) 開催通知は、文書で各チームの代表者宛、開催日の10日前をメドに発信する。

### 2. 一種委員会の運営

(1) 一種委員会は、加盟チームの代表者、協会役員及び運営委員を持って構成する。

(2) 一種委員会の議事進行は、一種委員長がその任に当たる。

(3) 総会は、年度初めに招集し、前年度事業及び決算報告、当年度活動計画及び予算、各種大会要綱、運営委員の選出、運営要綱の改廃等について審議する。

(4) 一種委員会は、総会で決定した事項を具体的に推進するために、各チームが協力して審議する。その他各種大会の開会式、及び閉会表彰式等、一種委員会が運営に必要な事項全般について審議を行う。

(5) 一種委員会の議事決定は、原則として出席者の合議制とする。

(6) 一種委員会を欠席したチームには事務局より連絡をする。

## 【§ 2 運営委員会に関する事項】

### 1. 運営委員会の構成

(1) 運営委員会は、一種総会において選出された委員若干名、及び一種委員長・一種副委員長をもって構成する。

(2) 運営委員長は、一種委員長が担当し、一種委員会運営に関する実施全般を統括する。

(3) 運営副委員長は、一種副委員長が担当し、運営委員長を補佐する。

(4) 運営委員は、会計・記録・審判・組合せ・報道・部会招集等の実施を分担する。

(5) 運営委員は、審判委員会も分担する。

### 2. 運営委員会の招集

(1) 運営委員会は、必要の都度運営委員長が招集する。

## 【§ 3 大会に関する事項】

### 1. 選手及び参加資格

(1) 福島県南サッカー協会加盟チームの登録選手であること。

(2) 選手の資格は、社会人及び福島県地区在住の大学生とする。

(3) 上記資格のない者を入れて試合を行ったチームにはペナルティーを与える。

(4) 選手の資格について凝議が生じた場合は、運営委員会で審議決定する。

### 2. 登録要件

(1) 県協会公認審判員が3名（内1名は資格3級以上の者）以上所属していること。

(2) 1チームの登録人数は、監督を含めて40名までとする。

(3) 県南協会を通じて行う登録資格、4月1日より3月31日までとする。

- (4)選手の追加登録の受付は、各大会の開会式までとする。
- (5)選手の二重登録は認められない。所属チーム以外のチームの試合に出場した選手はその選手、及びその選手を受け入れたチームにはペナルティーを与える。
- (6)年度中途における登録選手の他チームへの移動は認められない。
- (7)県協会登録選手が、県南協会一種チームへの重複登録は認められる。

### 3. 組合せ及び日程

- (1)組合せ及び日程は、運営委員会が原案を作成し、一種委員会に諮って決定する。
- (2)加盟チームの事情による、組合せ及び日程の変更は原則として認められない。

### 4. リーグ編成

- (1)春季大会、及び秋季大会は原則としてリーグ戦方式とする。
- (2)リーグ編成は、1部から5部、5部は特別リーグ（登録チーム数で変更あり）
- (3)30チームを越える登録があった場合は、リーグ待機とし複数チームの場合はトーナメント戦を編成する。（上位チームが、次回大会より下部最下位と入れ替える）
- (4)リーグ編成は参加チーム数と前回のリーグ成績により決定する。なお、自動入れ替え数は各大会の参加チーム数により決定する。

### 5. リーグ戦の順位決定

- (1)リーグ戦の順位決定は勝点方式とし、勝=3点、引き分け=1点、負=0点、及び棄権による不戦勝=-1点とし、勝点の多い順番とする。
- (2)勝点の合計が同一の場合は、次の順序で決定する。
  - ① 得失点差 ②得点差 ③当該チームの対戦成績
- (3)相手チームの棄権による不戦勝のスコアは、3対0とする。

### 6. 夏季大会組合せ

- (1)夏季大会は、登録チームのうち、大会参加希望チームのトーナメント戦で行う。
- (2)組合せは、抽選により決定する。（シードチームは原則として設けない。）

### 7. 試合

- (1)試合時間は、全大会60分、休憩5分で運営する。
- (2)試合成立の必要最低選手数は、7名とする。
- (3)選手の交替は、1試合10名までとする。
- (4)定められた試合開始時刻までに、成立人員に達しなかった場合、主審は棄権試合を宣告する。棄権したチームの処分は運営委員会で決定する。  
但し、不測の事態等正当な客観的理由がある場合は、一種部会の決定による。
- (5)退場となった選手、及び警告が2回となった選手は次の試合に出場できない。  
(注)次の試合とは、大会または年度をまたがるケースを含める。
- (6)大会中退場が2回となった選手は、次回大会（夏季大会を除く）のすべての試合に出席できない。
- (7)特別リーグは特別ルールを適用する。

## 8. 審判員

- (1)各大会の主審は、原則として資格3級以上の者を運営委員会にて割当てる。
- (2)主審は、試合記録カードに結果（得点者名を含）を記録し、当番チームに提出する
- (3)線審は、運営委員会にて各チームに割当るので、チーム代表者が資格4级以上の者を各チーム登録者より指名する。
- (4)審判員は、審判服及びワッペンを必ず着用する。
- (5)割当てられた審判員の不履行には、そのチームにペナルティーを与える。
- (6)審判員は試合割当の30分前に集合し、両チームのユニホームチェックをする。

## 9. 当番チーム

- (1)各試合日の当番チームは、運営委員で割当てる。
- (2)当番チームは、次の役割を担当する。
  - ①主審より試合記録カードを回収し、試合結果報告書に記録する。
  - ②担当試合の審判員の実施状況とその確認を行なう。
  - ③試合終了後、グランドの整備・用具の後片付け・ベンチの清掃を確認する。
  - ④試合結果を当日中に、福島民友新聞社及び福島民報新聞社に連絡する。
  - ⑤試合結果報告書、審判カードを速やかに（3日以内）事務局へ郵送する。
  - ⑥具体的役割については、別紙「当番チームの役割」を参照のこと。
- (3)割当てられた当番チームの不履行には、そのチームにペナルティーを与える。

## 10. 表彰

- (1)春季大会及び秋季大会の団体表彰  
各部の優勝に持回りトロフィーと賞品、賞状準優勝、3位には賞品と賞状
- (4)夏季大会の団体表彰  
優勝、準優勝、3位にはレプリカと賞状。
- (5)個人表彰  
春季大会及び秋季大会の各リーグ得点王1名に、レプリカを授与する。  
得点数が同じ（複数）の場合が、次の基準による。
  - a. リーグ成績が上位チームの選手。
  - b. 同一チームの場合は、所属チームの代表者による推薦。

\*特別リーグは除く

## 11. 大会運営費

- (1)大会を運営するために、各チームは次の運営費を開会式までに納入する。
  - ①春季大会、及び秋季大会は1試合2,500円×試合数。  
リーグ待機チームは1試合2,500円×試合数。
  - ②夏季大会は、1チーム3,000円とする。

#### 【§ 4 審判委員会に関する事項】

##### 1. 審判委員会の構成

- (1) 審判委員会は、運営委員会において選出された委員若干名、及び委員長・副委員長をもって構成する。
- (2) 審判委員会は、必要な都度審判長が招集する。

#### 【§ 5 その他細部事項】

- (1) 試合結果は、福島民友社・福島民報社に連絡し、新聞記事掲載を依頼する。
- (2) 一種委員会において決定した大会日程を、悪天候などの理由でやむなく変更する場合は、事務局より各チーム代表者（不在の場合は第二代表者）へ連絡する。
- (3) コート作り等の会場準備は、第一試合のチームが担当する。（会場集合 60 分前）
- (4) グランドならし等の会場の後片付けは、最終試合のチームが担当する。
- (5) この大会運営要綱に疑義を生じた場合は、一種委員会に諮って決定する。

この運営要綱は、昭和 61 年 7 月 8 日より改正実施する。

昭和 58 年	8 月 25 日一部改正	平成 6 年	3 月 23 日一部改正
昭和 59 年	3 月 15 日一部改正	平成 9 年	3 月 18 日一部改正
昭和 60 年	8 月 28 日一部改正	平成 13 年	3 月 24 日一部改正
昭和 61 年	7 月 8 日一部改正	平成 15 年	3 月 23 日一部改正
平成 4 年	4 月 2 日一部改正	平成 16 年	3 月 24 日一部改正
平成 4 年	8 月 26 日一部改正	平成 18 年	3 月 25 日一部改正
平成 5 年	2 月 24 日一部改正	平成 19 年	3 月 25 日一部改正
		平成 20 年	3 月 29 日一部改訂
		平成 22 年	8 月 28 日一部改定
		平成 23 年	4 月 2 日一部改定
		平成 25 年	3 月 30 日一部改定